

世田谷区公共建築物等における木材利用推進方針の策定について

(付議の要旨)

世田谷区公共建築物等における木材利用推進方針の策定について報告する。

1 主旨

国は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）及び公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、公共建築物等への木材利用を推進している。

法第4条において、地方公共団体の責務として、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策の策定・実施に努めるとともに、公共建築物における木材の利用の促進に努めなければならないと定めている。

一方で、平成31年度税制改正により森林環境税・森林環境譲与税が創設され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に充てる財源として、令和元年度から森林環境譲与税が交付されている。

近年、自然災害による甚大な被害が発生しており、二酸化炭素の排出抑制等を通じた温暖化の防止、国土の保全、保水機能の回復など、災害防止等の観点からも森林整備の推進が喫緊の課題となっていることなどを踏まえ、森林環境譲与税を有効活用しつつ公共建築物等の木材利用を推進することで地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に貢献していくため、世田谷区公共建築物等における木材利用推進方針（以下「区方針」という。）を策定する。

2 区方針の概要（方針案は別紙のとおり）

(1) 木材利用の意義（木材の長所、特質）

二酸化炭素の排出抑制等を通じた温暖化の防止、循環型社会の形成

水源のかん養、国土の保全、森林再生等に貢献

子どもたちをはじめとする区民に、木の良さや利用意義を学ぶ機会の創出

(2) 公共建築物等における木材利用推進の基本的事項

公共建築物及び公共工作物の整備にあたっては、建築基準法等により適当と認められ、利用目的等の支障がない範囲で積極的に木材を使用する。

木材利用にあたっては、初期費用に加えライフサイクルコストに十分配慮するとともに、利用者のニーズや木材利用による付加価値も考慮しつつ行う。

公共建築物等の整備や什器類は、WTO政府調達協定等の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意しながら、積極的に国産木材を使用する。

### (3) 木材利用の啓発及び普及の推進

公共建築物等の木造化・木質化の推進にあたっては、木材の良さや木材利用の意義について区民への啓発及び普及促進に努める。

### 3 国産木材の調達及び保守にあたり配慮すべき事項

国産木材の調達にあたっては、建設コストに加え、維持管理及び解体・廃棄等のライフサイクルコスト、適切な保守管理について十分に配慮する。また、利用者のニーズや木材の利用による付加価値や自治体間連携・交流や地産地消等の観点による調達産地の選定等も考慮し、これらを総合的に判断し、木材の利用に努めるものとする。

### 4 森林環境譲与税について

#### (1) 森林環境譲与税の用途

森林環境譲与税は、令和元年度には約3,400万円が交付され、「川場移動教室事業」「健康村里山自然学校事業」「公共施設における木材活用」で使用していくことを、令和元年度当初予算概要で公表している。

「公共施設における木材活用」で森林環境譲与税を使用するにあたっては、今回策定する区方針に基づき行う。

#### (2) 用途の公表

森林環境譲与税の用途は、決算時にインターネットの利用等の方法により公表することが義務付けられている。

### 5 今後のスケジュール(予定)

令和2年	3月末	世田谷区公共建築物等における木材利用推進方針の策定
	10月	令和元年度の森林環境譲与税の用途公表

## 世田谷区公共建築物等における木材利用推進方針

## 1 目的

この方針は、世田谷区内の公共建築物等の整備における積極的な木材利用を推進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）に即して、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 木材利用の意義

近年、自然災害による甚大な被害が発生しており、二酸化炭素の排出抑制等を通じた温暖化の防止、国土の保全、保水機能の回復など、災害防止等の観点からも森林整備の推進が喫緊の課題となっている。木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。このため、木材の利用を推進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養、国土の保全、森林再生等に貢献することが期待される。また、子どもたちをはじめ、多くの区民が木材を見て、触れることを通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ機会の創出にも繋がることを期待される。

## 3 用語の定義

- (1) 木材 国内で生産された木材その他木材をいう。
- (2) 公共建築物 世田谷区（以下「区」という。）が管理を行う建築物（区の委託により管理される建築物を含む。）をいう。
- (3) 建築 新築、増築、改築又は改修をいう。
- (4) 木造化 公共建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (5) 木質化 公共建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (6) 公共工作物 区が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。
- (7) 公共建築物等 公共建築物及び公共工作物の総称をいう。
- (8) 国産木材 国内で生産された木材をいう。

## 4 基本的事項

区内の公共建築物等における木材利用の推進のための基本的事項は、以下のとおりとする。

( 1 ) 公共建築物

公共建築物の建築に当たっては、施設の特性を踏まえて積極的に木材を使用し建築物の木造化、木質化を図る。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でない認められる場合

施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の使用が困難と認められる場合

その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

( 2 ) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、木材及び木材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる場合

その他、木製品の使用が困難と認められる場合

( 3 ) 備品及び消耗品

公共建築物の什器等の備品及び文具類、玩具等の消耗品は、木材を利用したものを積極的に使用する。

( 4 ) 公共建築物等において使用する木材

公共建築物等の整備等においては、積極的に国産木材を使用する。

( 5 ) 考慮すべき事項

公共建築物等の整備等において木材を利用するに当たっては、建設コストに加え、維持管理及び解体・廃棄等のライフサイクルコスト、適切な保守管理について十分に配慮する。また、利用者のニーズや木材の利用による付加価値や自治体間連携・交流や地産地消等の観点による調達産地の選定等も考慮し、これらを総合的に判断し、木材の利用に努めるものとする。

( 6 ) 国産木材の利用に当たり考慮すべき事項

公共建築物等の整備等において木材を利用するに当たっては、国産木材の利用に努めつつも、世界貿易機関（WTO）政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

5 木材利用の啓発及び普及の推進

区は、公共建築物等の木造化、木質化の推進に当たっては、木材の持つ良さや木材利用の意義について、区民に対し啓発及び普及の推進に努める。

附則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。